

適正化だより



適性診断は受診していますか？

自動車運送事業者は、運転者の適性を把握し安全運転に活用するため、法令で定められた対象運転者に適性診断を受診させる必要があります。本紙では、受診義務のある「初任診断」「適齢診断」「特定診断」を紹介しています。

**診断記録
3年間保存**

初任運転者

受診する診断

初任診断

対象者

新たに運転者として採用される65歳未満の者。

※ 過去3年以内の診断記録がある場合は再受診不要。

受診時期

乗務前に受診。

やむを得ない場合は、乗務開始後1ヶ月以内に受診。



高齢運転者

受診する診断

適齢診断

対象者

65歳以上の者。

受診時期

65歳に達した日から1年以内に受診。

上記受診後は3年以内ごとに受診。



事故惹起運転者

受診する診断

特定診断Ⅰ

特定診断Ⅱ



特定診断Ⅰの対象者

①死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故がない者。

②軽傷事故を起こし、かつ、当該事故前の3年間に事故を起こしたことがある者。

特定診断Ⅱの対象者

死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こした者。

受診時期

乗務前に受診。

やむを得ない場合は、乗務開始後1ヶ月以内に受診。

ポイント

新たに運転者として採用した者が65歳以上の場合は、**適齢診断**を受診するだけで、初任診断を受ける必要はありません。
また、新たに運転者として採用した者が事故惹起運転者に該当し、かつ、65歳以上の場合は、**特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱ**を受診するだけで、適齢診断と初任診断を受ける必要はありません。



特別な指導・教育の実施も忘れずに！

指導記録3年間保存

対象運転者	特別な指導・教育の内容	指導時期
初任運転者	国土交通省指定の指導項目について 座学15時間以上と実技20時間以上 の指導・教育。	乗務前に実施。やむを得ない場合は、乗務開始後1ヶ月以内に実施。
高齢運転者	適性診断結果より運転者が安全な運転方法を自ら考えるよう指導・教育。	診断結果判明後1ヶ月以内に実施。
事故惹起運転者	国土交通省指定の指導項目について 座学6時間以上の指導・教育。	乗務前に実施。やむを得ない場合は、乗務開始後1ヶ月以内に実施。



トラック事業者向け 労務管理説明会



その労務管理 本当に大丈夫ですか？

労務管理のポイントをわかりやすく解説します！

対象者



経営者



運行管理者



労務管理担当者

内容



時間外労働上限規制の適用と改善基準改正から2年監督指導結果から見てくる課題や取組事例を紹介



36協定の締結、法改正に伴う就業規則の変更など面倒な手続き関係を分かりやすく解説



事業場の魅力や強みを発信。求人票を工夫することで慢性的な人手不足を解消



墜落災害や転倒災害など多発する高年齢労働者の災害を防ぐため改正労働安全衛生法を徹底解説

開催日時・会場

第1回

令和8年
9月2日(水)
14:00~16:30

滋賀県トラック総合会館 大ホール
(守山市木浜町2298番地の4)

第2回

令和8年
10月1日(木)
14:00~16:30

平和堂HAT0スタジアム内 会議室5
(彦根市松原町3028)

※第1回と第2回は同じ内容です。ご都合の良い日程をお選びください。

申込方法

滋賀県トラック協会 適正化事業のホームページ又は右の二次元コードからお申込みください。



申込締切

第1回 令和8年8月19日(水)
第2回 令和8年9月17日(木)

お問い合わせ先

会場申込手續について

一般社団法人滋賀県トラック協会
077-516-8411 (適正化直通)

講演内容について

滋賀労働局労働基準部監督課
077-522-6649